

# 一管区水路通報第15号

令和7年4月18日

第一管区海上保安本部

第207項	北海道南岸	苫小牧港	灯付浮標流失
第208項	北海道南岸	苫小牧港	深淺測量
第209項	北海道南岸	苫小牧港南方	海洋調査
第210項	北海道南岸	襟裳岬南方	射撃訓練
第211項	北海道南岸	釧路港	観測機器設置
第212項	北海道北岸	サロマ湖(第2湖口)	アイスブーム撤去
第213項	北海道西岸	稚内港	潜水訓練等
第214項	北海道西岸	利尻島	ケーソン仮置
第215項	北海道西岸	礼文島西方～神威岬北西方	海洋調査
第216項	北海道西岸	石狩湾港	水難救助訓練
第217項	北海道西岸	小樽港	簡易標識灯設置
第218項	北海道西岸	神威岬付近～茂津多岬付近	水路測量等
第219項	北海道西岸	弁慶岬西南西方	魚礁設置作業

## お 知 ら せ

- 一管区水路通報の発行について  
今後の一管区水路通報の発行スケジュールは以下のとおりです。  
令和7年4月25日(金) 16号  
令和7年5月 2日(金) 17号  
令和7年5月 9日(金) 休刊  
令和7年5月16日(金) 18号
- 「海氷情報センター」について  
海氷情報センターは4月15日をもって閉所しました。

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先  
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係  
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)  
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について  
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

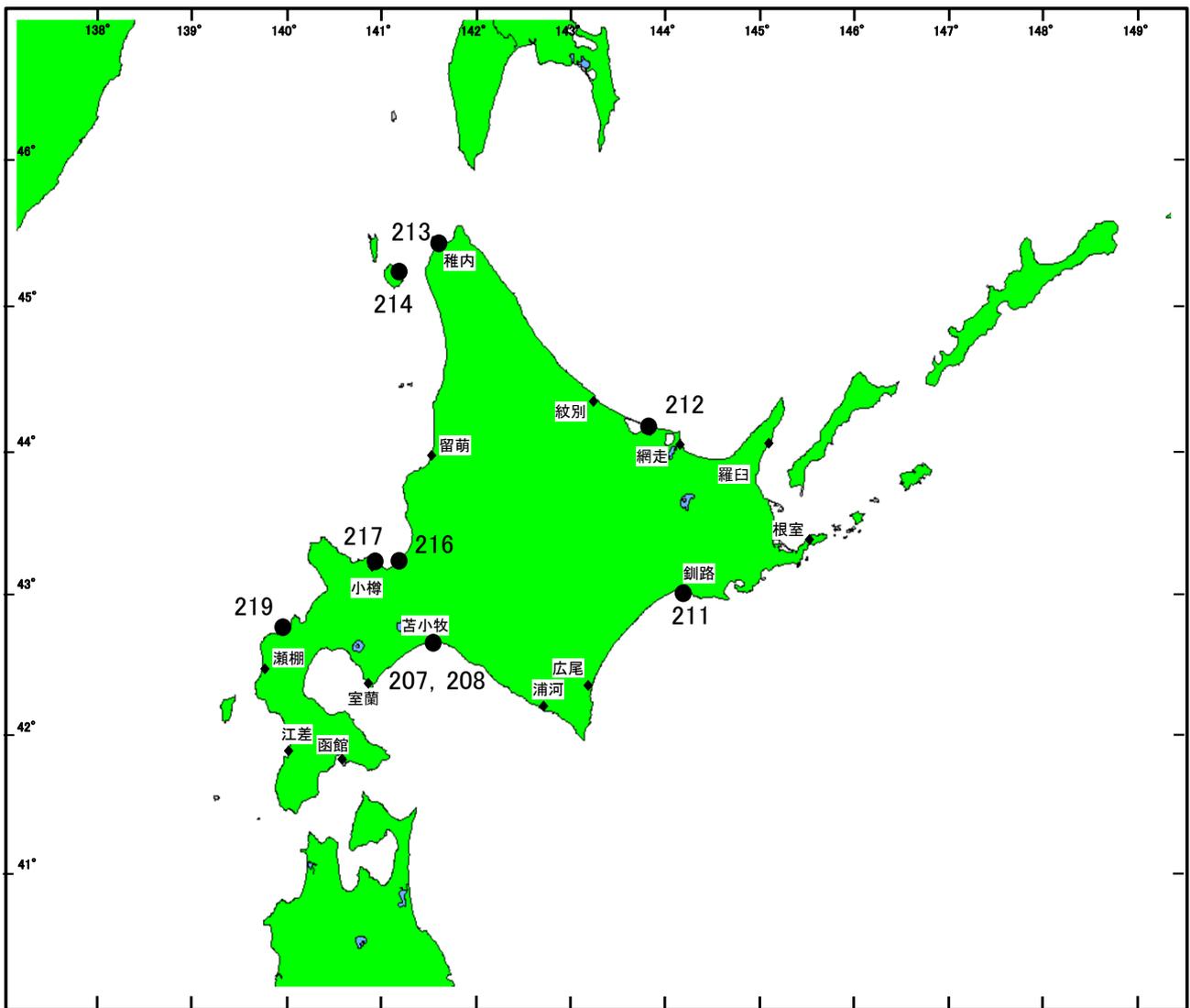
水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

# 索引図

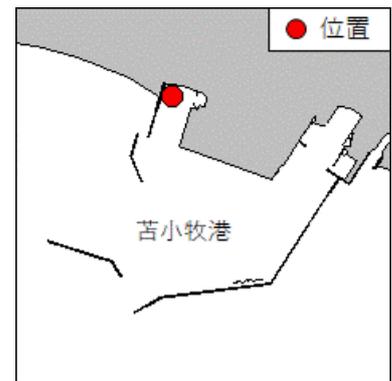


※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ209, 210, 215, 218項については各項を参照ください。

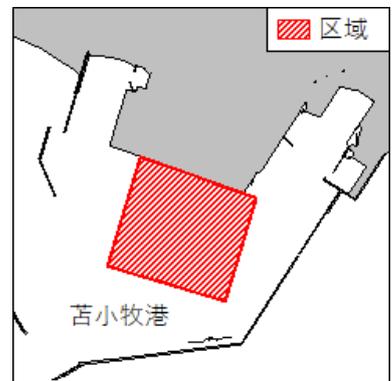
7年207項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 灯付浮標流失  
 下記位置の黄色灯付浮標（円柱形）は流失している。

位置 42-36-53N 141-46-47E  
 海 図 W1033B  
 出 所 苫小牧海上保安署



7年208項 北海道南岸 — 苫小牧港、第4区 深淺測量  
 下記区域で、作業船による深淺測量が実施される。

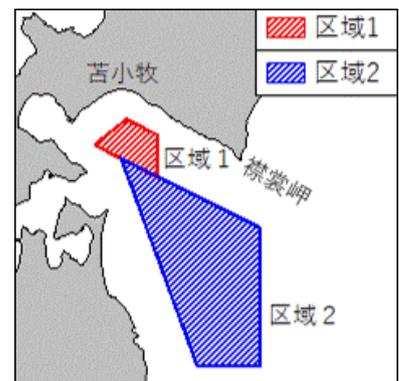
期 間 令和7年4月21日～6月10日のうち3日間 日出～日没  
 区 域 下記4地点により囲まれる区域  
 (1) 42-36-04.1N 141-48-10.8E  
 (2) 42-36-20.5N 141-47-08.8E  
 (3) 42-35-37.0N 141-46-51.1E  
 (4) 42-35-23.1N 141-47-54.2E  
 海 図 W1033B  
 出 所 苫小牧港長



7年209項 北海道南岸 — 苫小牧港南方 海洋調査  
 下記区域で、観測船「たんさ(13,782t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年4月30日～6月3日 昼夜間  
 区 域 1 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域  
 (1) 42-04N 141-17E  
 (2) 42-20N 141-43E  
 (3) 42-10N 142-08E  
 (4) 41-45N 142-07E  
 2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域（予備調整区域）  
 (5) 41-15N 143-30E  
 (6) 39-50N 143-30E  
 (7) 39-50N 142-40E  
 (8) 41-56N 141-39E

備 考 調査中、ストリーマーカーケーブル(長さ約7,200m×10、幅約1,300m)をえい航  
 警戒船配備  
 海 図 W1070  
 出 所 海上保安庁海洋情報部



7年210項 北海道南岸 ー 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和7年5月1日～31日（日曜日及び祝日を除く）0800～1700

区 域 下記9地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-04-09N 142-16-46E
- (2) 41-43-09N 142-59-46E
- (3) 41-38-14N 142-59-46E
- (4) 41-40-45N 143-26-26E
- (5) 41-33-10N 143-29-46E
- (6) 41-10-10N 143-19-46E
- (7) 41-10-10N 142-09-47E
- (8) 41-20-10N 142-07-47E
- (9) 41-59-09N 142-03-47E

海 図 W 4 3

出 所 防衛省防衛政策局



7年211項 北海道南岸 ー 釧路港、外港 観測機器設置

下記位置に、観測機器が設置される。

期 間 令和7年4月20日まで（設置作業）

令和7年4月21日～6月30日（設置期間）

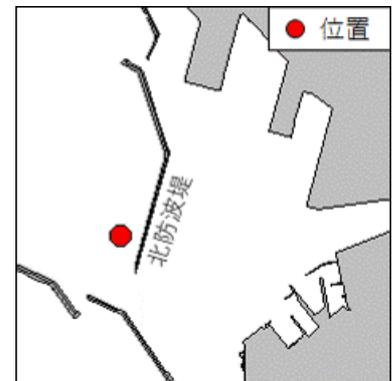
令和7年7月1日～31日（撤去作業）

位 置 42-58-45.5N 144-21-27.0E

備 考 観測機器は灯（毎2秒に1せん光）及びレーダー反射器付浮標で標示

海 図 W 3 1

出 所 釧路港長



7年212項 北海道北岸 ー サロマ湖(第2湖口) アイスブーム撤去

一管区水路通報6年50号824項削除

一管区水路通報7年13号175項関連

下記位置のアイスブームが撤去された。

位 置 下記地点付近

44-08.6N 143-55.6E（第2湖口）

海 図 W 1 0 3 9

出 所 紋別海上保安部



7年213項 北海道西岸 ー 稚内港 潜水訓練等

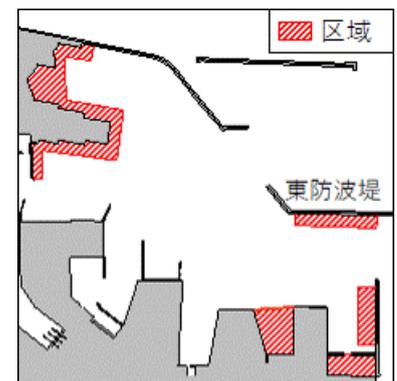
図に示す区域で、潜水訓練及びボート操船訓練が実施されている。

期 間 令和8年3月31日まで 0900～1300、1700～2000

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W 1 0 4 1（分図「内港」）

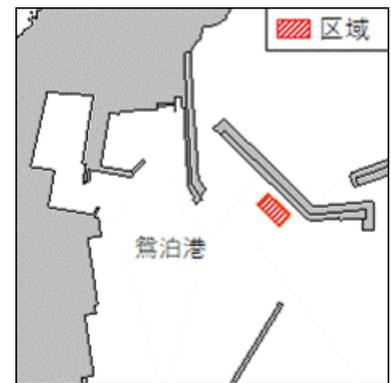
出 所 稚内港長



7年214項 北海道西岸 — 利尻島、鴛泊港 ケーソン仮置

図に示す区域に、ケーソンが仮置されている。

期 間 令和7年9月22日まで  
 海 図 W21(分図「鴛泊港」)  
 出 所 第一管区海上保安本部



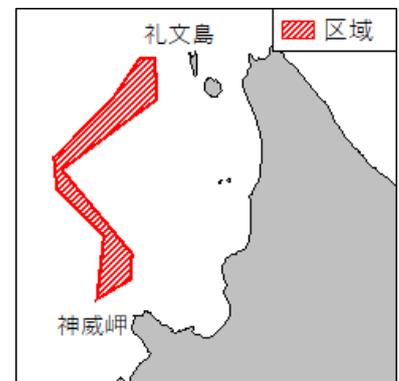
7年215項 北海道西岸 — 礼文島西方～神威岬北西方 海洋調査

下記区域で、調査船「第五開洋丸(495t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和7年4月30日～5月21日  
 区 域 下記13地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 45-25N 140-25E
- (2) 45-25N 140-35E
- (3) 45-05N 140-36E
- (4) 44-31N 139-32E
- (5) 43-50N 140-20E
- (6) 43-45N 140-19E
- (7) 43-38N 140-19E
- (8) 43-28N 139-56E
- (9) 43-59N 140-01E
- (10) 44-22N 139-29E
- (11) 44-37N 139-27E
- (12) 44-39N 139-30E
- (13) 45-06N 140-07E

備 考 停船して観測機器を垂下する  
 海 図 W41  
 出 所 水産研究・教育機構

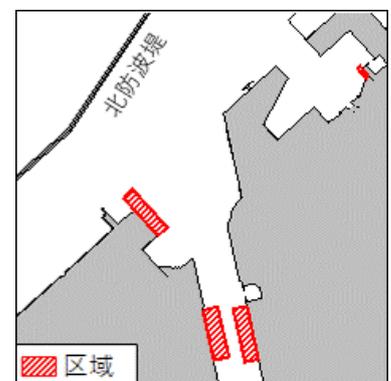


7年216項 北海道西岸 — 石狩湾港 水難救助訓練

一管区水路通報7年14号201項削除

図に示す区域で、潜水士による水難救助訓練が実施されている。

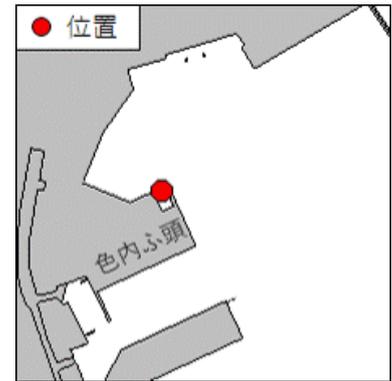
期 間 令和8年3月31日までのうち毎月1回程度 0930～1730  
 備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚  
 海 図 W7  
 出 所 石狩湾港長



7年217項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 簡易標識灯設置

下記位置に、簡易標識灯（緑色 毎6秒に1せん光）が設置されている。

位置 43-12-23.6N 141-00-18.7E  
海図 W5  
出所 小樽海上保安部



7年218項 北海道西岸 — 神威岬付近～茂津多岬付近 水路測量等

図に示す区域で、調査船による水路測量等が実施される。

期間 令和7年5月1日～8月20日  
備考 測量中、観測機器をえい航（えい航長 最大1,940m）  
測量中、白紅白の燕尾旗掲揚  
区域内に観測機器設置  
停船して観測機器を垂下する  
警戒船配備  
海図 W11-JP11  
出所 第一管区海上保安本部



7年219項 北海道西岸 — 弁慶岬西南西方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施される

期間 令和7年4月21日～10月31日  
区域 下記地点付近  
42-46.2N 139-59.8E  
備考 角型魚礁（高さ3.0m、92基）及び  
ピラミッド型魚礁（高さ約11m、4基）を設置  
海図 W11  
出所 第一管区海上保安本部

